

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と南東北福山通運株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の対応に資する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新庄市内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、市内被災地内に対する市内外物資拠点施設からの救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材等を活用した運営の協力及び新庄市外で発生した災害において、市外被災地への救援物資の緊急輸送についての人材、資機材の活用の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- （2） 甲が指定する物資拠点施設（市外拠点施設を含む）から避難所等への物資配送
- （3） 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4） 甲が指定する自治体への救援物資の配送
- （5） 乙が管理する資機材の提供
- （6） 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- （7） 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- （8） その他協議し合意した事項

3 甲は、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1） 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害対応従事車両証明書速やかな発行
- （2） 災害状況に係る情報の提供

（要請手続）

第4条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、南東北福山通運株式会社山形新庄営業所を代表窓口として手続きを行うものとする。

（事故等）

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項をとりまとめ、後日、実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- （1） 協力内容
- （2） 協力した場所
- （3） 要請によって使用した車両、資機材等
- （4） 従事者数
- （5） その他必要となる事項
（経費の負担）

第7条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した費用は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（庶務窓口）

第8条 この協定の庶務窓口は、甲及び乙において、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について相互に確認し、処理するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。
（有効期間）

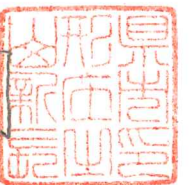
第10条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和6年5月22日

甲 山形県新庄市沖の町10番37号
新庄市長

山科 朝則



乙 宮城県宮城野区翁町7-4-6
南東北福山通運株式会社
常務取締役

善方広明

